

○那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和51年12月25日

規則第12号

改正 昭和58年3月31日規則第1号

昭和59年9月27日規則第14号

昭和62年6月1日規則第9号

平成4年2月1日規則第3号

平成6年4月1日規則第19号

平成6年10月1日規則第33号

平成7年3月31日規則第5号

平成8年9月25日規則第14号

平成9年9月1日規則第16号

平成9年9月30日規則第17号

平成10年9月10日規則第22号

平成11年3月31日規則第16号

平成12年12月28日規則第36号

平成14年9月20日規則第27号

平成15年3月31日規則第45号

平成16年12月24日規則第69号

平成17年3月31日規則第23号

平成17年9月21日規則第30号

平成18年6月27日規則第30号

平成20年3月31日規則第10号

平成21年6月8日規則第19号

平成22年3月31日規則第24号

平成22年9月29日規則第37号

平成23年3月10日規則第7号

平成24年9月28日規則第34号

平成25年8月9日規則第25号

平成26年9月30日規則第34号

平成27年9月30日規則第41号

平成28年3月31日規則第35号

平成30年12月28日規則第34号

那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和48年那珂町規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那珂市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年那珂町条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（社会保険各法）

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

【届出\_根拠規範】 08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（医療福祉費受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に、条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受ける場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次の各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類

(2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠及び疾病を証する書類

(3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類

(4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障がいの程度を証する書類

(5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類

(6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障がいの程度を証する書類

4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべき事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

（受給者証の交付）

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であり、条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者が妊産婦以外の者である場合にあつては医療福祉費受給者証（様式第2号）を、妊産婦である場合にあつては妊産婦医療福祉費受給者証（様式第2号の2）を交付するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又は条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、受給者証を破り、よごし又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を提出して、その再交付を申請することができる。

【届出\_根拠規範】 08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

2 受給者証を破り、又はよごした場合は、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)に受給者証を提示して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 条例第5条に規定する扶養義務者

(4) 条例第5条に規定する所得の額

(5) 条例第2条第1号に定める者の支払い口座等

(6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障がいの程度

(7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況

(8) 条例第2条第5号に定める者の障がいの程度

(9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

(10) 対象者の加入保険の保険者及びその住所地若しくは名称  
(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)を速やかに、市長に届出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則第4条の規定により交付されたものとみなし旧規則の規定に基づいてなされている申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(昭和58年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以後の診療分から適用する。

2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則(昭和59年規則第14号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第9号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日より適用する。

2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則(平成4年規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

きる。

附 則（平成6年規則第19号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第33号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成7年規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成8年規則第14号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第16号）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所用の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第22号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第16号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成12年規則第36号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成14年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

附 則（平成15年規則第45号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

附 則（平成16年規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年1月21日から施行する。  
（瓜連町の編入に伴う経過措置）
- 2 瓜連町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、瓜連町医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和51年瓜連町規則第68号。以下「瓜連町規則」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日前に、瓜連町規則により交付された受給者証は、この規則により交付されたものとみなす。

附 則（平成17年規則第23号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則（平成18年規則第30号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則（平成21年規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。  
（経過措置）

【届出\_根拠規範】 08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

2 この規則による改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成22年規則第24号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行し、改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成23年規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成24年規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則（平成25年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第34号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第7条、第8条、第10条、第14条、第16条、第22条、附則第8条、附則第10条及び附則第16条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の際、第6条の規定による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の那珂市公文書の開示等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の那珂市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の那珂市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則、第4条の規定による改正前の那珂市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の那珂市母子生活支援施設における母子保護の実施及び費用徴収規則、第6条の規定による改正前の那珂市児童手当事務処理規則、第7条の規定による改正前の那珂市老人福祉法施行細則、第8条の規定による改正前の那珂市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第9条の規定による改正前の那珂市国民健康保険条例施行規則、第10条の規定による改正前の那珂市国民健康保険税条例施行規則、第11条の規定による改正前の那珂市介護保険条例施行規則、第12条の規定による改正前の那珂市介護保険法施行細則、第13条の規定による改正前の那珂市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則、第14条の規定による改正前の那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則、第16条の規定による改正前の那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等に関する施行細則、第17条の規定による改正前の那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の那珂市法定外公共物管理条例施行規則、第19条の規定による改正前の那珂市財務規則、第20条の規定による改正前の那珂市税条例施行規則、第21条の規定による改正前の那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第22条の規定による那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例施行規則、第2



## 【届出\_根拠規範】 08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

3条の規定による那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例施行規則及び第24条の規定による那珂市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第1号(第3条関係)

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

年度		作成日		異 区		区 分		受給者番号							
				1 削除	80 児童 81 乳児 82 幼児(3歳未満)										
				2 新規	83 重度心身障害者 84 小児										
				3 修正	85 65歳以上重度心身障害者 86 妊産婦 87 父子家庭										
					88 母子家庭 89 乳幼児(3歳以上) 90 乳幼児(単独)										
					92 児童(単独) 96 妊産婦(単独)										
記 録	1 受給者	個人コード/個人番号	氏 名	性別	生年月日	続柄	住 所								
	2 父・母配偶者														
	3 扶養義務者														
	4 被保険者														
所 得 控 除	1 受給者	前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑 損	医療費	社 保 ・ 定 額 控	小規模共済	本障 特	扶障 特	老 学	扶 老 特 定	免除額災害医療費	控除後の判定所得	判定	判 定 額
	2 父・母配偶者														
	3 扶養義務者														
	4 被保険者														
加 入 医 療 保 険	1	保険者番号	種別	退職区分	保 険 区 分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号				開 始	終 了	備 考 (国庫受給者等)	
	2											最新			
	3											前回			
	4											保 険 者 所 在 地			
口 座 項 目	銀行名		支店名	科目	口 座 番 号		口 座 名 義 人(カ ナ)				妊 産 婦	出産予定日	母子手帳交付日		
資 格	取得	事 由	取得年月日	その他宛メモ	電 話 番 号		上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。  年 月 日  住 所 申請者 氏 名 (来庁者)				委 任 状 医療福祉費当期間中の高額療養費の受領について市長に委任します。  年 月 日 受給者名 又は世帯主				
	喪失	事 由	喪失年月日		メ モ 欄										
付 加 給 付 状 況	現物	有・無 (代理有・無)	審 査	1 課税台帳	◎										
	有・無 (代理有・無)	2 戸籍簿													
償 還	有・無	有・無	3 住民票	◎											
	有・無		4 国民台帳・被保険者証												
			5 国民年金・福祉年金台帳	◎											
														◎	

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第2号(第4条関係)

(表)

㊦ 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
那 珂 市 印	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、那珂市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに市役所へ届け出てください。
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに市役所へ返還してください。
5 その他おわかりにならないことは、那珂市役所窓口でおたずねください。

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証	
◎この証は原則として、産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証の記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 出産日の翌月末日まで (出産予定日 年 月 日)
那 珂 市 <span style="float: right;">印</span>	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、那珂市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
  - 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
  - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに那珂市役所へ届け出てください。
  - 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期限を経過したときは、速やかに那珂市役所へ返還してください。
  - 5 その他おわかりにならないことは、那珂市役所窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合を対象とします。

様式第3号（第5条関係）

--

㊦ 医療福祉費受給者証再交付申請書			
公費負担者番号		対象者 氏名	男 女
受給者番号		対象者 個人番号	
		対象者 生年月日	年 月 日生
再交付申請の 理由			
誓 約 書			
受給者証を発見したときは、直ちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないことを誓約いたします。			
受給者 ㊦			
(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。			
上記のとおり申請します。			
年 月 日			
那珂市長 様			
申請者 住所 個人番号			
〔受給者又〕氏名 ㊦ 〔は保護者等〕			
(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。			

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第4号(第6条関係)

(福) 医療福祉費支給申請書					
公費負担者番号		受給者氏名		男	
受給者番号				女	
保険者名及び被保険者証記号番号		受給者個人番号			
		生年月日		年	月 日
医療機関等の所在地及び名称又は氏名					
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コレット その他( )	医療等を受けた期間		年 月 日から	
				年 月 日まで	
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)		円			
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。					
年 月 日					
那珂市長 様					
申請者 住 所					
(受給者又は保護者)氏 名 個人番号					
(注) 押印は、署名(自筆)の場合には必要ありません。押印をば印に代えることは差し支えありません。					
(注) 1 添付書類					
① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書					
② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書					
2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。					
3 ※欄は、市で記入します。					
<口座振替依頼書>					
医療福祉費の受領は、次の口座へ振り込み願います。					
銀行 本店 (普通・当座・その他)					
信用金庫 支店					
信用組合 出張所 口座番号					
農業協同組合 支所 フリガナ					
労働金庫 口座名義人					

※ 支 給 内 訳	領収書等の金額	患者負担割合金額				
	円	① 円	② 円	③ 円		
	控除額内訳	(福) 自己負担金額	円	附加給付額	円	
		他法公費負担額	円	その他	円	
		高額療養費	円	控除額計 ④	円	
	交付決定額	①+②+③-④ 円				
上記のとおり決定してよろしいか。		起案者	決 課 長	課長補佐 (総括)	グループ長	グループ員
支払日	年 月 日	裁				

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

那珂市長 印

医療福祉費支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 様の医療福祉費について、  
審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

支給決定額 円

支払期日 年 月 日

2 不承認 一部不承認

理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【届出\_根拠規範】 08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第7号（第10条関係）

医療福祉費受給資格等変更届		受給者証の番号	受給者氏名
		受給者の個人番号	
届出事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名			
住所			
扶養義務者			
所得			
障がいの程度			
加入保険の被保険者氏名			
被保険者証の記号番号	協・組・船・共・国・後期	協・組・船・共・国・後期	
保険者名			
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>那珂市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 電話番号 個人番号 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>			



【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第8号（第11条関係）

第三者の行為による被害届 (例示)			
公費負担者番号		対象者 氏名	男 女
受給者番号		対象者 個人番号	
		対象者 生年月日	年 月 日生
その事故の 要旨等 〔日時、場所〕 〔状況等〕			
疾病又は 負傷の状況			
第三者の住所 （居所）及び 氏名（名称） 日時住所（居 所）が明らか でないときは その旨			
示談の有無	有・無（示談があった場合は、示談書の写しを添えること）		
損害賠償金の額			
上記金額の受領 年月日（見込）	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>那珂市長 様</p> <p>届出人〔受給者又〕 住所 〔は保護者等〕 個人番号 氏名 ⑩</p> <p>(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_11\_下位規範

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第2号の2 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 削除

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)